

特集2 敗戦75年 ——戦争の記憶継承と 戦後責任を問う



「同進会」会長・李鶴来さん（手前）と有光健さん（奥）

「戦後75年」目の外国籍元BC級戦犯者問題 解決に向けた立法をめぐる動きの現状

有光 健

「戦後75年」が経過したが今も、朝鮮半島から動員され、連合国側の捕虜の監視に当たった元俘虜監視員（軍属）で、戦後連合国の軍事法廷で捕虜虐待の罪に問われてBC級戦犯として裁かれ、刑に処せられた当事者と遺族が、日本政府に謝罪と補償を求めて運動を続けている。

1941年12月太平洋戦争が始まると、当初、日本軍の奇襲作戦は成功し、各地で

多数の連合国兵士を捕虜にする（日本軍に捕らわれた捕虜の総数は約35万人）。ところが、すでに兵務に就く日本人青年は不足していて、翌1942年5月に植民地だった朝鮮と台湾で青年を募集し、捕虜（当時は「俘虜」）監視員として南方のタイ、ジャワ、スマトラ（現インドネシア）、マレー（マレーシア）に送り込んだ。しかし、食糧・医薬品も不足し、暑さの中で過酷な労働を強いたために、多

くの犠牲が出た。とりわけ有名なのがタイからビルマに英国軍との戦闘に備えて物資輸送のために急造された「泰緬鉄道」の建設工事で、強引な突貫工事にアジア人労働者20〜30万人、連合国軍捕虜約6万2千人が動員され、飢餓と疾病のため、その内約2割が死亡した。戦後、連合国は捕虜虐待の責任を厳しく追及、各地の軍事法廷でBC級戦犯として訴追され、所長以下多数が死刑・有期刑に処されているが、それらの中に朝鮮人・台湾人の俘虜監視員が含まれていた。BC級戦犯として朝鮮人は23人が処刑され、125人が有期刑。台湾人は26人が死刑、147人が有期刑を宣告された（俘虜監視員以外の軍人・軍属も一部含む）。一連の軍事裁判が正当だったか、これらの量刑が妥当なものであったかは、議論の余地があるが、1951年9月日本はサンフランシスコ講和条約でその判決を受け入れた。

死刑は裁判の行なわれた現地の刑務所で執行され、講和条約調印に先駆けて、1950年から各地の刑務所の受刑者らは東京の巣鴨刑務所に移送・移管される。現在東京都西東京市に暮らす韓国籍の李鶴来さんもその一人で、タイ側の「泰緬鉄道」沿線にある捕虜収容所で俘虜監視員をしていた。病弱の連合国捕虜を数合わせのため無理に鉄道建設作業に送り、虐待したとし

て、1947年3月にシンガポールの軍事法廷で死刑を宣告される。死刑房で絞首刑台に向かう仲間を何人も見送るが、自身は8ヵ月後に20年に減刑され、1951年8月にシンガポールから東京・巣鴨刑務所に移送された。

1952年4月、サンフランシスコ講和条約発効と同時に在日朝鮮人は日本国籍を喪失する。すでに大韓民国は1948年8月に、朝鮮民主主義人民共和国は翌9月に独立していたが、李さんらは一方的に日本国籍を取り消され、「第三国人」にされた。この時点で、日本人でなくなったのだから、日本国民として戦争責任を負う責務はなく、李さんらは釈放されるべきだった。しかし、そのまま収監され、李さんらは人身保護法に基づく保釈請求裁判を起こすが、最高裁で請求は却下される。李さん自身が仮釈放を認められたのは、その4年後1956年10月だった。

軍属としての軍隊生活が3年、その後の刑務所生活は11年に及んだ。

李鶴来さんらが罪に問われた捕虜虐待は、日本軍の政策・指令に基づく結果で、捕虜の権利を規定した国際人道法のジュネーブ条約も教えられていなかったのだから、死刑や20年の刑に値するとは現在では到底考えられないが、李さんらは今、軍事

裁判の判決の変更を求めている訳ではない。日本が犯した戦争責任を植民地出身の自分たちが肩代わりさせられている事実を日本政府が認め、名誉回復を含む相応の措置を取るよう求めて運動を続けている。

65年前の1955年4月に巣鴨刑務所内で、「同進会」を結成し、早期釈放・生活保障・刑死者の遺骨送還等を求める運動を台湾出身のBC級戦犯者らとともに行なってきた。歴代首相に要請書を提出、デモ、首相官邸前での座り込みなどを行ない、当初は鳩山一郎首相も面談に応じていた。ところが、1965年6月に日韓基本条約・請求権協定が調印されると、日本政府は「完全かつ最終的に解決済み」を主張して、その後対応を拒否する。他方、韓国政府はこの問題を解決済みとは認識せず、2006年に韓国政府が全面公開した日韓会谈議事録でも、1952年の日韓会谈の予備会谈（第29回）で日本側から先送りを提案し、棚上げされたままであることが明らかになり、政府間交渉での未決着が確認されている。韓国では、旧日本軍の軍人・軍属であったというだけで、「親日派」とみられ、「戦犯」というさらに重い汚名を着せられた当事者、家族は深刻な社会的偏見と差別にさらされ、自殺者まで出ている。李鶴来さんから釈放されたBC級戦犯者の多くが、祖国

韓国・朝鮮に帰れず、日本で暮らすことになる。日本国籍の元BC級戦犯は、恩給などの援護措置を受け、遺族にも遺族年金が支払われたが、外国籍は排除され、わずかな出所手当が支給されただけだった。就職も難しいのでタクシー会社を起こす際の便宜は政府によって図られたが、処遇における差別は明らかだった。そこで、1991年3月に国家補償を求めて裁判を始めるが、1999年12月に最高裁で請求は棄却される。ただし、一審東京地裁、二審東京高裁、最高裁ともに、被害事実を認定し、李さんから原告の境遇に同情し、立法での解決を促した。

これを受けて、2000年から立法運動が進められ、2008年5月に民主党が「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」を衆議院に提出するが、2009年に審議未了で廃案となる。民主党政権下での法案可決が期待されたが、実現せず、再度の政権交代で立法解決は難しくなるとみられた。しかし、韓国側の韓日議員連盟からの働きかけもあり、2016年に超党派の日韓議員連盟が民主党案を引き継ぐ立法案提出で合意する。それから4年、この間さらに足踏みが続いている。今春、同進会は結成65年を数え、生存する朝鮮・韓国人元BC級戦犯は、日本では95歳の同進会会

長の李鶴来さん唯一人になった。分かりにくい名称だが、「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」の対象は、朝鮮半島・台湾出身の元BC級戦犯とその遺族、併せて321人で、特別給付金の額は260万円。

長年日本政府の謝罪と補償を求めてきた立場からすると上記法案は必ずしも満足できるものではないが、日本の政治状況を考えると、与党側の賛同も得られるぎりぎりの案として李鶴来さんから当事者も納得・了承し、早期の法案提出・成立を求めている。日韓関係が、「徴用工」「慰安婦」問題などで紛糾し、膠着状態が続いている中で、法案提出を主導する日韓議連も与党とりわけ自民党と政府側の了解取り付けに苦戦し

ているものとみられる。今年は「戦後75年」「同進会結成65年」で通常国会への法案提出が期待されたが、新型コロナウイルスで働きかけも封じられてしまった。外出自粛が少し緩和されたのに伴い、6月の通常国会終盤と8月に2度議員会館で記者会見を行ない、さらに李鶴来さんもNHKや各メディアに登場して早期の問題解決を強く訴えた。「戦後75年」の秋、突然安倍政権が終わり、新たに菅政権が発足したが、与党内にも理

（ありみつ・けん／「同進会」を応援する会世話人）

加害の国の民の責任を考える

「女性国際戦犯法廷」から20年

渡辺 美奈

日本の敗戦から75年となる今年の夏、コロナ禍ではありながらも、新聞やテレビでは例年どおり、戦争に関する特集が組まれた。よくできた番組もあったものの、「いつから日本は被害国になってしまったのか」という印象はさらに強まり、日本の侵

略戦争と植民地支配の実態、加害責任を伝える仕事は、年々重要度を増す感がある。政府の全国戦没者追悼式では、数としてさえ言及されないアジアの死者たちがおり、勝手に「英霊」として合祀され、いまだ靖国に囚われている朝鮮や台湾の人びと



アクティブ・ミュージアム「わたちの戦争と平和資料館」(wam) ©wam

がいます。国家に回収されない追悼のあり方を模索して、アジアの人びとの死を加害国の私たちがどう想起し、記憶にとどめていくのか、これからもずっと問い続け、考え続けることになるだろう。

「慰安婦」被害者を悼む

韓国の金学順さんが1991年に日本軍「慰安婦」の被害者として名乗り出た8月14日を「日本軍『慰安婦』メモリアルデー」